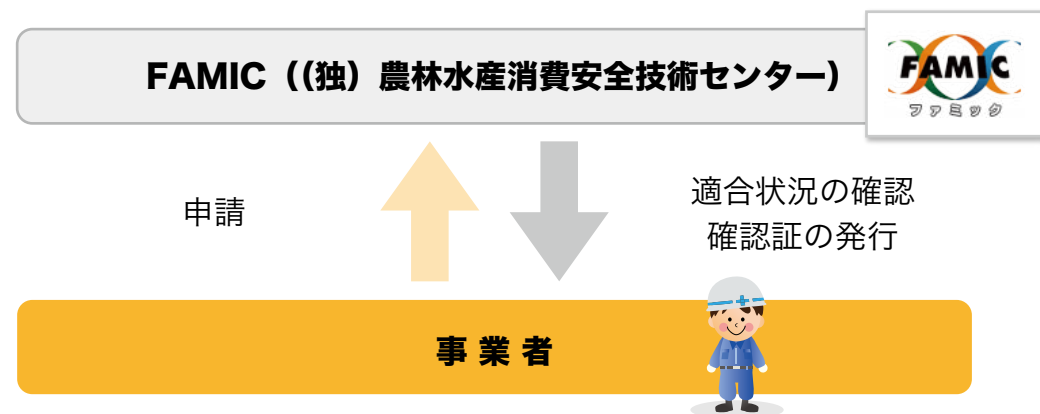


② GMP の適合確認とは

- ▶ GMP ガイドラインへの対応は事業者による自主的な取組ですが、GMP ガイドラインに則した管理を実施していることを、事業者の申請により（独）農林水産消費安全技術センター（略称：FAMIC）が確認し、確認証の発行、公表を行う制度を平成 28 年度から導入します。
- ▶ 詳しくは FAMIC にお問い合わせください。



飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインについての資料・お問い合わせ先

● ガイドライン、解説、Q & A、手順書の例

一般社団法人日本科学飼料協会HP <http://kashikyo.lin.gr.jp/>

● GMP に基づく技術指導、適合確認についてのお問い合わせ

(独) 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

○ 本部	さいたま市	☎ 050-3797-1857
○ 各地域センター	札幌	☎ 050-3797-2716
	仙台	☎ 050-3797-1893
	名古屋	☎ 050-3797-1902
	神戸	☎ 050-3797-1915
	福岡	☎ 050-3797-1921

● ガイドライン全般、飼料の安全確保に関する制度についてのお問い合わせ

農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課 ☎ 03-3502-8111
飼料検査指導班 (内線：4537)

飼料・飼料添加物の輸入業者・製造業者・販売業者のみなさまへ

飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインを知っていますか？

GMPに取り組むと



みなさんも取り組んでみませんか？

平成 28 年 3 月
農林水産省

GMPによるフィードチェーン全体の工程管理



GMP ガイドラインとは

- ▶ GMP とは、Good Manufacturing Practice (適正製造規範) の略で、原材料の調達から製造・出荷までの全工程における製造管理及び品質管理を徹底することにより、製品の安全を確保する (=工程管理) ための基本的な管理手法を示したものです。
- ▶ 飼料等の GMP ガイドラインは、市場を流通する飼料・飼料添加物に関わる事業者が自ら GMP に取り組み、①病原微生物による汚染、②有害物質の混入、③反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入、④抗菌性飼料添加物の不適切な添加の防止等を実施するための指針として作成されました。

具体的な取組みの例 (配合飼料製造業者の例)

組織、施設設備 <ul style="list-style-type: none"> ● 製造管理責任者、品質管理責任者の配置 ● 従業員に対する計画的な教育訓練 ● 目的に合った施設設備の設置、計画的な点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設設備の清潔な状態の維持、有害微生物による汚染防止 ● 有害鳥獣及び害虫対策 		
衛生管理			
工程管理、品質管理			
原料の調達 <ul style="list-style-type: none"> ● 原料規格の策定 ● 検査等による原料の品質や安全性の確認 	製造 <ul style="list-style-type: none"> ● 製造計画に従った製造 ● 有害物質や異物の混入防止 ● 抗菌性飼料添加物の適正添加・在庫数量の確認 ● 設備点検 	包装・保管 <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な表示 (名称、種類、製造年月、原材料、A飼料等) ● 製品の在庫管理 	出荷 <ul style="list-style-type: none"> ● 出荷記録の帳簿管理 ● 苦情があった場合の原因究明、改善措置 ● 不適合品が誤って出荷された場合の回収
品質管理部門による確認			
試験検査 <ul style="list-style-type: none"> ● 検体の採取、検査、保管、記録 			
自己点検 <ul style="list-style-type: none"> ● GMP が遵守されていることについて定期的な点検、改善措置 			

GMP に取り組む上でのポイントとは

- ▶ GMP を実施する上では、PDCA サイクルを回すことが重要です。
- ▶ PDCA サイクルとは、PLAN (計画)、DO (実行)、CHECK (記録)、ACTION (見直し) を継続的に繰り返すことで、業務を改善する仕組みのことです。

PDCA サイクル

PLAN (計画) 各工程の作業手順を定めた手順書を作成する

- ・事業場の実態に応じて、手順書は具体的に作成しましょう
- ・手順書で定めた方法が、実際に安全な製品を供給する方法として効果的であることを確認しておきましょう

手順書の種類 工程管理、衛生管理、品質管理、試験検査、教育訓練、自己点検、異常時対応、苦情処理、回収処理

DO (実行) 手順書に定めたとおりに作業を行う

- ・手順書と異なる方法で作業を行ってはいけません
- ・必要に応じて各工程の作業内容を日常的、継続的に記録しましょう (予め記録様式やチェック表を用意しましょう)



ACTION (見直し) 見直しを行う

- ・点検、検証結果を踏まえ、必要に応じて手順書の改定などの措置を講じましょう



CHECK (記録) 作業した内容を点検する

- ・手順書に従って作業が行われていることを点検し、管理の有効性を検証しましょう

